

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンス・ガイドラインに以下のように定めております。

1. 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追及し、その充実に継続的に取り組む。
2. 当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
 - (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
 - (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
 - (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
 - (4)取締役会は企業戦略等の大きな方向性を示すとともに、業務執行の監督機能の充実に努める。
 - (5)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成に占める外国人株主の比率は、株主数に対して約1%、発行済株式数に対しては約2%であることから、議決権の電子行使と招集通知英訳のコストを勘案して、採用を見送っております。今後、株主数や株主構成を踏まえつつ検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社の株主構成に占める外国人株主の比率を踏まえて、英語での情報の開示・提供を進めることとしておりますが、現在の外国人株主の比率は、株主数に対して約1%、発行済株式数に対しては約2%と低いため実施しておりません。尚、自社ウェブサイトにおいて、一般的な会社・製品紹介等は英語にて提供しております。

【補充原則4-1-2】

当社では、中期経営計画は開示しておりませんが、経営陣が中期目標を定めるとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。取締役会は、策定した中期目標の進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督することとしております。

【補充原則4-1-3】

当社は、これまでの業績やマネジメント能力、管理能力等を総合的に考慮して代表取締役が独立社外取締役の意見を参考に最高経営責任者の後継者候補を選任し、育成してまいりました。今後取締役会が後継者の具体的な育成計画、運用に十分な時間と資源をかけて主体的に関与、監督が行えるよう検討してまいります。

【原則4-8】

当社の取締役会は現在5名の取締役を選任、うち1名を独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役は、企業経営等の豊富な経験や幅広い見識を基に取締役の業務執行状況を監視、監督しており、また、重要な決議事項については社外監査役と事前協議するなど役割・責務を十分果たしております。しかしながら、変化の激しい事業環境の中、事業規模を鑑みながら、独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、現時点で独立した諮問委員会を設置しておりませんが、代表取締役は、必要に応じ独立社外取締役と会合を行い、取締役の選解任、評価、報酬等の特に重要な事項について、独立社外取締役から適切な関与・助言を得ております。独立社外取締役が複数名選任される時期からを目途に任意の諮問委員会の設置などを検討してまいります。

【原則4-11】

当社の現在の取締役は5名、監査役は4名ですが、当社の企業規模及び実効性の確保の観点から適切な人数と考えております。当社では、取締役会を専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役、監査役で構成することを基本方針としております。現時点海外子会社においては女性もしくは外国人の取締役を選任しておりますが、当社では女性もしくは外国人の取締役を選任しておらず、ジェンダーや国際性の面における多様性という点では課題があると認識しております。今後、女性及び外国国籍の取締役の人材確保に向けた検討を鋭意進めてまいります。

【原則5-2】

経営戦略及び経営計画は営業上の秘密事項等が含まれており、公表しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

1. 政策保有に関する方針

政策保有株式につきましては、保有状況を有価証券報告書で開示しておりますが、定期的に取り締めで保有の是非を検討し、取引関係がある会社との関係強化・維持により当社のビジネスが発展し企業価値向上に寄与する場合に限って保有し、保有する合理性が認められなくなった場合において保有継続の可否判断を行っております。

2. 政策保有株式保有の適否の検証

政策保有株式につきましては、定期的に投資先ごとに保有目的などを検証することにより、保有目的の合理性などを検討しております。

3. 議決権の行使

投資先の業績等の経営状況を検討の上、議案の内容が当社の保有方針に合致するか、また中長期的な企業価値向上に資するかなどを総合的に判断し議決権の行使を行うことを原則としております。

【原則1-7】

当社では、取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会での承認を得ることと定めております。また、主要株主等との取引については、会社や株主共同の利益を害することがないよう必要に応じて取締役会に付議するなど、会社に不利益とならない体制を整えております。また、取引条件等については、有価証券報告書等で開示しております。

【原則2-6】

当社は、該当する企業年金制度を導入しておりません。

【原則3-1】

1. 当社は、自社のウェブサイト「企業理念」や「基本方針」(行動準則)を掲載しております。経営戦略及び経営計画については、営業上の秘密事項等が含まれるため開示しておりません。公表すべき事項が含まれる場合、適時開示いたします。
2. 当社は、自社のウェブサイト「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を掲載しております。
3. 当社の取締役の報酬は、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、取締役会で決定されます。その内容は、役職、職責等に応じた基本報酬と年次業績を勘案した賞与のほか、譲渡制限付株式報酬であります。
4. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行う際は、個々の経歴、実績や人間性、知識、経験、能力等バランスを総合的に判断し、関連規程に基づき取締役会で決定しております。取締役候補者の指名にあたっては、取締役会の多様性の確保の観点から、事前に独立社外取締役に意見を聞いております。また、監査役候補者の指名にあたっては事前に監査役会の同意を得ております。経営陣幹部の解任につきましては、不正行為等でその職務・機能を十分に発揮していないと認められる場合は、社外取締役と社外監査役で構成する特別委員会の意見を参考に取締役会において審議検討のうえ、取締役会にて決定いたします。
5. 当社は、株主総会招集通知には、取締役候補者及び監査役候補者全員の個別の選任理由を記載することとしております。今後もその人物の国籍・経歴・性別を問わず、人格・見識に優れている人物を指名し、その理由を説明してまいります。また、解任につきましても、必要に応じ理由について説明してまいります。

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規則に定め、法令・定款・取締役会規則に従って運営しております。また、経営陣は、職務権限規程に基づき、決裁権限を行使しております。

【原則4-9】

当社では、独立社外取締役候補者の選任にあたって、会社法や東京証券取引所の基準に加え、企業経営等の豊富な経験や幅広い見識並びに一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを重視して選任しております。

【補充原則4-11-1】

当社では、現在5名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続推進していく規模として適切と考えております。また、それぞれの取締役は営業・技術・生産・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有しており、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性並びに規模に関しては、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から適切と考えております。取締役候補者の選任につきましては、原則として過去の業績・経験・適性等を取締役会にて検討し、それぞれの部門に偏ることのないよう選任しております。独立社外取締役候補者につきましては、独立性の基準を満たし、かつ豊富な経験や幅広い見識を有している方を選任しております。

【補充原則4-11-2】

現時点では該当者はおりません。また、事業報告及び株主総会参考書類において重要な兼職は開示しております。

【補充原則4-11-3】

各取締役の自己評価をベースとした分析・評価に基づき、取締役会全体の実効性に関して取締役会にて検討し、改善点などを討議しております。本年5月に2019年度の取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、各取締役は、概ね取締役会全体の実効性は確保できていると評価しております。今後も様々な観点から評価を続け、実効性の更なる向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役は、その役割と責務を全うするうえで、必要な知識・情報を取得するために、各種セミナーや他業種との意見交換会等への参加や書籍の購入など、研鑽を積めるよう費用の支援、スケジュールの作成等を行っております。

【原則5-1】

株主・投資家との対話の機会として、株主総会をはじめとして、企業説明会、個別ミーティング等を開催し、当社の事業活動等について説明に努めております。

1. 取締役会議長は、株主との建設的な対話を統括する取締役としております。
2. 株主・投資家との対話に関する担当の取締役を中心に独立社外取締役も含め、総務人事部を担当部署として必要な情報発信・収集を行っております。
3. 株主・投資家との対話に関しては、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中国磁業株式会社	249,197	10.58
山陽化学産業株式会社	114,000	4.84
丸尾カルシウム株式会社	100,529	4.26
株式会社三井住友銀行	76,738	3.25

大同生命保険株式会社	63,400	2.69
丸尾次男	60,270	2.55
日本ペイントホールディングス株式会社	59,000	2.50
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	53,906	2.28
丸尾儀兵衛	44,029	1.86
丸尾直子	42,394	1.80

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安田 義直	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 義直	○	—	他社での企業経営等の豊富な経験や幅広い見識を基に、独立した立場から意思決定に関与することにより、取締役会の決定機能及び監督機能が一層強化されることが期待できるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがある事項に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査に立ち会うとともに、監査役と会計監査人が連携しながら監査し、内部統制の充実に努めております。
また、当社は取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査規程に基づき、監査計画の立案、各部署等の業務全般について監査を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野田 忠世	他の会社の出身者													
久保 眞治	他の会社の出身者										△			
増田 博明	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田 忠世	○	——	他社での管理職としての豊富な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務執行の監査を行っており、会計監査人の監査の状況を適宜情報収集するなど社外監査役としての十分な役割を果たしていただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがある事項に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。
久保 眞治	○	当社の取引先であるエーエスペイント株式会社の出身であります。なお、同社と取引がございますが、その取引額は当社の事業規模に比して僅少であります。	他社での企業経営等の豊富な経験と知識を有しており、当社において高い見識に基づき客観的に監査業務を行い、会計監査人とも適切な情報共有を行うなど社外監査役として十分な役割を果たしていただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがある事項に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。
増田 博明	○	——	他社での企業経営や、経理部門での要職を経験し、また、税理士となる資格も有しており、その豊富な財務知識と経験を踏まえ、企業統治体制の強化に適任と判断し、社外監査役として

			十分な役割を果たしていただけると判断しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがある事項に該当していないことから、独立役員に指定いたしました。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

平成30年6月27日開催の第70回定時株主総会において、当社の取締役及び監査役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従来以上に与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが決議されました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に区分し、各々その総額を記載しています。
第72期事業年度における取締役及び監査役に支払った報酬
取締役143百万円(社外取締役6百万円) 監査役19百万円(社外監査役11百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式により構成し、社外取締役については、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬としての譲渡制限付株式で構成する。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役に対する基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に定められた役位別の基準に従い、月例の固定報酬とし、役位に応じて総合的に勘案して決定し、規程で定めた一定の期日に支給する。

業績連動報酬等(金銭報酬)並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
社外取締役を除く取締役については、インセンティブを与え積極的な業務執行に資するため前連結会計年度の役員賞与引当金計上前の経常利益を指標とした計算式により求められる業績連動報酬である賞与を取締役会で決定し、役員報酬規程に定められた一定の期日に支給する。ただし、特別損益が多大になり当期利益額への影響額が大きい場合には、取締役会で別途協議し決定する。
取締役の業績連動報酬の限度額は、株主総会で承認された範囲内、非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、非金銭報酬の限度額は、株主総会で承認された範囲内で、社外取締役を含む取締役に株式報酬規程で定められた役位別の基準にしたがって配分し、一定の期日に付与する。

基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役社長が独立社外取締役と協議し決定した役位別基準額により決定した月額報酬額を基準に、役員報酬規程に定めた割合で業績連動報酬である賞与を支給する。非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、取締役会で定めた株式報酬規程で定められた割合で役位別に配分する。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定及び委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議により授權を受けた代表取締役社長が独立社外取締役と協議のうえ役位別基準額を決定し、各取締役の月額報酬を決定する事とし、業績連動報酬である取締役の賞与は業績を踏まえ、役員報酬規程で定められたとおりに配分することを委任する。非金銭報酬である譲渡制限付株式は、株式報酬規程で定められた役位ごとに配分する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、事務局が補佐し、案件の重要性に応じ、資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織体制、その他のコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況につきましては、以下のとおりであります。

1. 取締役会は、社外取締役1名を含む5名の取締役からなり、法令や取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業績の進捗についても議論し、対策等を検討しております。また、業務執行状況を監督する機関と位置付け、当事業年度については15回開催いたしました。
2. 当社は、監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務執行を監視する役割を担っております。また、監査役は4名とし、このうち3名を社外監査役とするなど、透明かつ公正な経営管理体制の構築に努めております。
3. 当社監査役4名は、内部牽制機能として取締役会には毎回出席し、その他重要会議へも積極的に出席しております。また、原則として2ヶ月に1回監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性をチェックするとともに、会計監査人との連携強化を図り、経営の透明性の向上に努めており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。
4. 弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて適切な助言を得られるようにしております。
5. 当事業年度に会計監査業務を執行した公認会計士は森内茂之氏、土居一彦氏の2名であり、いずれも太陽有限責任監査法人に所属しております。また、当事業年度の監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。なお、当事業年度に会計監査業務を執行した公認会計士の継続監査年数は、いずれも7年未満であります。
6. 当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」に則り、内部統制委員会により任命された内部監査室が業務全般の監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会は、業務に精通した取締役で構成され、状況に即した迅速な意思決定を行っており、情報の共有化、組織の緊密化を図り対応しております。これに加え、独立した立場から社外取締役が経営の意思決定に関与することにより、取締役会の意思決定及び監督機能が強化されております。また常勤監査役1名、社外監査役3名による監査を実施しており、経営の監視・監督機能が十分に機能する体制が整っていることから、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令基準より可能な限り早期発送を実施しております。2020年6月25日開催の第72回定時株主総会の招集通知は、2020年6月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第72回定時株主総会は、2020年6月25日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及びプレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部	
その他	事業の状況等についての報告書を株主に配布しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「基本方針」にステークホルダーの立場の尊重を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境基本方針」を制定し、周知徹底に努めております。また、本社、土山工場及び土浦工場にてISO14001の認証を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムを構築しております。

- (1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、コンプライアンスを経営の基本方針とし、コンプライアンス経営推進のため、役職員の行動規範としてコンプライアンスガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)を制定し、コンプライアンス委員会並びに内部通報制度を設置する。
コンプライアンス委員会は、コンプライアンス意識の普及や啓発、通報があった事実関係の調査、ガイドラインに違反する行為の中止命令等を任務とする。
内部通報制度は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、不正行為等に関する通報窓口や通報者保護等、通報や相談について適正な処理の仕組みについて定める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書の取り扱い、当社社内規程に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、関連規程の見直しを行う。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理を体系的に規定する「リスクマネジメント規程」を定める。
リスクマネジメント委員会が当社グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議し、当社グループ全体の企業活動の健全性を確保する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限移譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を確保する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
定期的に重要な意思決定及び業績の報告を受けるとともに、情報交換を行い、子会社の監査役等が連携して監視できる体制を確保する。
子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社へ事前協議等が行われる体制を確保する。
内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部監査を実施し、当社グループの内部統制の適切性、有効性を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役補助者を任命し、監査業務を補助すべき使用人とする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役をはじめ組織上の上長等の指揮命令を受けないこととする。
- (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会をはじめとする各種の重要会議に出席し、取締役及び使用人の報告を聴取する。
監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合及び不正行為等や当社グループに著しい損害を及ぼす事実等を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行う。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- (9) その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部統制の実施状況を必要に応じ、担当取締役、使用人、監査役補助者より報告を受ける体制を確保する。
監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ適宜意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
取締役会において決議した「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」に則り、当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その有効性を継続的に評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたないことを基本方針とする。反社会的勢力に関する対応部署を定め、些細なトラブルであっても安易に妥協することなく、速やかに対応部署まで連絡するよう社員教育を実施し、組織的に対応する。また、定期的に警察等の外部専門機関との情報交換会にも出席し、反社会的勢力に関する情報収集と排除に係る意識の高揚に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

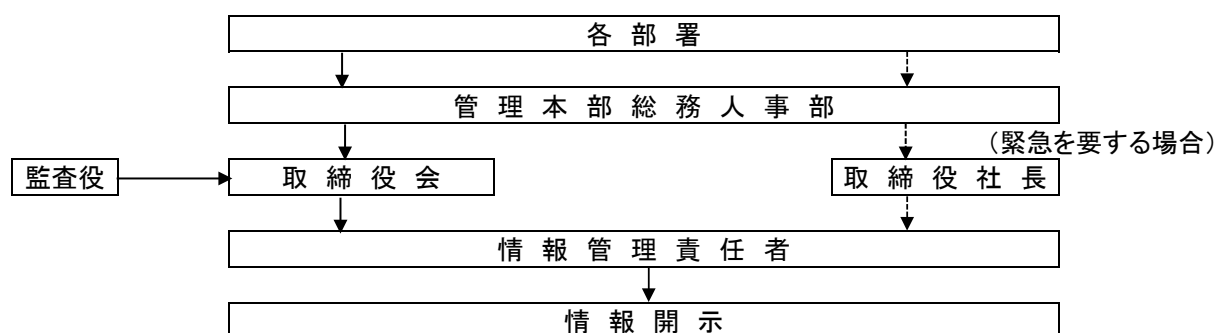
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役会の承認・決議を要する重要な事案については、当社取締役会規則に定められております。それら重要事案について、取締役会規則に則り適時適切に取締役会に付議し、開示すべき事案が決議された場合には取締役社長または情報管理責任者が、決議後迅速かつ適切に開示を行う体制を構築しております。また、その他緊急に開示を要する重要事項が発生した場合は、取締役社長が速やかに開示の決定を行っております。

【適時開示体制の概要図】



【模式図】

